

平成 30 年 6 月 7 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H03298

研究課題名(和文) 矯正施設における医療・健康・人権の社会的構成に関する比較法政策学的研究

研究課題名(英文) The comparative law and policy study on the social construction of health and human rights in correctional institutions

研究代表者

赤池 一将 (AKAIKE, Kazumasa)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：30212393

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,100,000円

研究成果の概要(和文)：刑務所等の矯正施設に収容される際、最大の心配事は健康問題であり、そこでの医療である。しかし、日本の刑事施設では、受刑者等の医療を担当する医官の不足という問題が恒常的に存在し、深刻な事態にある。比較法的検討から、その原因の根本は、日本の矯正医療が、矯正施設の特殊性を理由に、また、罪を犯した者に対する医療が一般社会より劣っても構わないとの暗黙の前提から、一般社会から独立して管理・運営され、医療保険等の適用を予定しない特殊な体制を維持してきた点と無縁ではない。本研究では、日本行刑における医療の困難を、そうした特異な運営形態にあるとして、その改善策を提示した。

研究成果の概要(英文)：The primary concern of inmates in correctional facilities such as a prison is their health problems and medical care. However, such facilities in Japan suffer chronic and serious shortage of medical officers, who are in charge of medical care of the inmates. Many previous comparative studies of law have suggested one of the underlying causes of this problem is the unusual medical care system maintained in the facilities, which is based on their peculiar nature and implicit premise that medical insurance should not be provided to criminals. The current study identified the peculiar management system as the root cause and discussed the implications for improvement.

研究分野：刑事法学

キーワード：矯正医療 医官 刑事施設 移管 管理委託 矯正医官特例法 健康保険 社会化

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 刑務所等の矯正施設での被収容者に対する医療の提供は国の責務とされている。ところが、その根幹を担う医官の数は減少を続け、現在では定員の8割さえ満たせぬ状況にある。外界との接触が厳しく制限された施設での健康の維持と医療の確保は、被収容者にとって最大の関心事であり、2005年の「刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律」は、「被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずる」(56条)ことを要求している。それが医師の確保さえできないのでは、施設での保健衛生・医療の水準は社会一般と比べるべくもない。受刑者の高齢化とともに疾病を有する被収容者の増加が著しい近年、矯正施設での医療体制の再構築は喫緊の課題といえる。

(2) 法務省は、2003年の行刑改革会議において、一方で、医官の勤務条件の改善、採用形態の多様化等の、他方で、医師会や地域医療機関等との協議会設置等の提言を行い、また、2013年の「矯正医療の在り方に関する有識者検討会」においては、医官確保のための待遇改善とともに地域医療との連携のあり方が検討している。しかし、むしろ、この問題が特殊日本的な問題である点を考慮すれば、そうした政策の方向性自体を問い返す時期にあるといえる。矯正医療を扱った研究は、法務担当者による状況紹介や弁護士への訴訟報告等が散見されるにすぎず、この問題の行刑的・社会的位相と改革の具体的展望を学際的に検討した学術研究はいまだ存在していない状況があった。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、医官確保が恒常的に困難な日本の矯正施設での医療のあり方について、「矯正施設において医療がどのように構成されているか」(「矯正施設と医療」の検討)と「社会全体の医療において矯正医療はどのような位置づけにあるか」(「一般医療と矯正医療」の検討)という2つの次元での国際比較を行い、施設の保安に医療と被収容者の健康と人権が迫る日本の特殊性を医療経済学等の知見を踏まえて学際的に明らかにする。

(2) 次に、保安からの医療の独立のために、仏・英等の国々で導入された矯正医療の「厚生省への移管」と「社会保険の適用」の二つの政策について、それが施設医療の水準向上と社会資源の活用による社会復帰支援全般への効果を検討し、矯正と社会の関係構成という観点から日本にこれらの政策を導入する功罪を検討する。

## 3. 研究の方法

(1) 日本の矯正医療の改革策として、「厚生省への移管」・「社会保険の適用」の2政策の

有効性を検討するために、「2. 研究の目的」で言及した「矯正施設と医療」の観点から、日本の現状を矯正医療関係者から聞き取り、「診療アクセス」等の9つの観点から問題点を整理して、その後の国内外の調査に用いる質問項目を作成する。同時に、同様にすでに言及した「一般医療と矯正医療」の観点から、「厚生省への移管」・「健康保険の適用」実施4か国の矯正医療の組織・構造を分析し、非実施国3か国(日本を含む)との比較分析を進める。

(2) これらの検討を踏まえて、日本以外を対象6か国において、作成した質問事項による半構造化インタビューを実施し、同様にこの検討を進めるために矯正医療関係者に対する聞き取りを行い、日本での「管理委託」の実績を踏まえて2政策の導入可能性と課題を分析する。

## 4. 研究成果

(1) 国内調査においては、通常の医療体制をとる刑事施設における医療体制、医師確保方策等、矯正医官および施設責任者等に対する聞き取り調査、また、いわゆる管理委託等の方策により、医師の確保を行う施設における医療体制等に関する聞き取り調査のほか、元受刑者に対する刑務所医療についての聞き取り調査、医療水準と健康保険適用に関する市民意識のアンケート調査を実施した。特に、矯正医療の管理委託の可能性とそのための周囲の一般社会の医療体制との関係形成の重要性を論点化し、刑事施設における医療体制の特殊性の論理とその正当性について、行刑の社会化という視点から問題を提起した。

他方、海外調査においては、医官確保が恒常的に困難な日本の矯正施設での医療のあり方について、「矯正施設において医療がどのように構成されているか」の検討と「社会全体の医療において矯正医療はどのような位置づけにあるか」の検討という2つの次元での国際比較を通じて行った。そのために、イギリス、フランス、オーストラリアという、保健省等へ矯正医療の移管および社会保険の適用を実施している3か国と、法文上は、そうした規定を持ちながらも、その実施に至ることができないドイツのほか、健康保険の適用のみを導入した台湾の各刑事施設医療の体制について、それぞれ数度にわたって、聞き取り調査を実施した。先の移管と保険適用という2つの政策課題について、それぞれの国の対応状況と課題を調査することができた。

特に、近年、矯正施設への健康保険適用政策を導入した台湾については、国立政治大学の協力を得て、平成30年3月に、同大学において国際シンポジウムを開催した。当方から「刑事施設視察委員会等の視点から見た日本の刑務所医療の現状と課題」、「日本の刑事施設医療をいかに改革すべきか」の二つの基

調報告を行い、また、台湾法務署、人権団体等からの報告を得て、2つのセッションで討議を行った。同時に、台湾の刑事施設を参観し、その医療の現状に関する調査を実施した。

(2) これらの検討からは、2016年の「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」は、医官に対する兼業許可の柔軟な運用やフレックス勤務制を盛り込み、医官確保に一定の成果をもたらすものと期待され、その立法に至る立案者の努力は評価すべきものであるが、この法律によって、仮に医官不足の状況が緩和されるとしても、施設医療のあり方の変化が約束されているわけではない点が注目に注目すべきだと立場から、医官不足解消策を含め、施設医療の改善策は、本質的には被收容者に提供される医療全体の改善を導くものでなければならず、医官が確保されながら、刑事施設医療が「社会一般の医療の水準に照らし適切な医療」から遠ざかる事態を招くことがあってはならない。改革提案は、日本の刑事施設における「医療の保安への従属」を断ち切るために、「完結主義」と「劣等原則」という日本行刑が暗に依拠してきた前提に風穴をあける効果を持たなければならず、そうでないかぎり、「社会一般の医療の水準に照らし適切な医療」が本当に提供されるのかとの懸念は払拭されないとの共通認識が確認された。

(3) この認識から、これらの調査・検討を経た本研究会における代表者および分担研究者による報告を基礎に、現在、『刑事施設医療をいかに改革するか』と題した書物の政策を進めている。内容は、「刑事施設医療の日本の現状をどう理解するか」(「名古屋刑務所事件と矯正医療」、「行刑改革会議とその後の改革」、「刑事施設視察委員会のあり方と刑事施設医療」、「刑事施設医療の外部委託」、「刑事施設医療に関する意識調査」の各章から構成)、「刑事施設医療改革の国際的動向」(「フランス」、「イギリス」、「オーストラリア」、「カナダ」、「台湾」、「ドイツ」、「合衆国」の各章から構成)、「刑事施設医療改革の方向性」(「刑事施設医療の改革の方法とその現実性」、「刑事施設における医療の供給と保険制度」、「刑務所における医療倫理とデュアルロイヤルティー」、「司法看護と刑事施設医療の改革」、「福祉につながるための刑事施設医療のあり方」、「医療情報のコントロールと被收容者の権利」、「公衆衛生と刑事施設医療」、「刑事施設医療と公共性」の各章から構成)の3つの問題設定からなる。

なお、現時点での一定の研究成果として、刑事施設と福祉との関係からの検討、公衆衛生の観点からの検討、医療情報へのアクセスの観点からの検討のほか、イングランド、オーストラリア、ドイツの刑事施設医療に関する検討を雑誌「矯正講座」37号に「(特集) 刑事施設医療の改革を考えるために」として発表した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 10件)

赤池一将、矯正医療の改革を考えるためにはしがき、矯正講座、37号、2018、141 142

三島聡、刑事施設独自の医療から社会共通的な医療へ イングランド刑事施設医療の保健省移管をめぐって、矯正講座、37号、2018、143 165

森久智江、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州(NSW)における矯正医療の現状と日本への示唆、矯正講座、37号、2018、167 192

金尚均、ドイツの刑務所医療事情、矯正講座、37号、2018、193 203

前田忠弘・魁生由美子、福祉につなぐ刑事施設医療のあり方、矯正講座、37号、2018、211 238

松田亮三、刑務所の公衆衛生 被收容者の健康課題把握と戦略形成、矯正講座、37号、2018、239 262

岡田悦典、刑事施設における医療情報へのアクセスと被收容者の権利、矯正講座、37号、2018、263 276

三島聡、被疑者・被告人の身体拘束のあり方、法の科学、46巻、2015、140 146

本庄武、刑務所医療、刑法雑誌、54巻3号、2015、524 529

土井政和、刑事司法と福祉の連携、月刊福祉98巻10号、2015、36 39

[学会発表](計 3件)

土井政和、刑事施設視察委員会等の視点から見た日本の刑務所医療の現状と課題(従監所視察委員会等観点解析検視日本監獄医療的問題) 台日交流研討座談會「穿超高醬 受刑人健康與医療問題解析」2018.3.18、国立政治大學刑事法學研究中心

赤池一将、日本の刑事施設医療をいかに改革すべきか(日本刑事施設医療の改革途徑) 台日交流研討座談會「穿超高醬 受刑人健康與医療問題解析」2018.3.18、国立政治大學刑事法學研究中心

ジル・シャントレーヌ、「刑事施設と医療」公開連続研究会、2016.10.22-10.28

- 1) 「少年のための刑事施設と医療」  
2016.10.22(青山学院大学)
- 2) 「刑事施設と精神医療」2016.10.25(龍谷大学)、
- 3) 「刑事施設と一般医療」2016.10.27(立命館大学)、
- 4) 「刑務所と統治性」2018.10.28(甲南大学)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

赤池一将 (AKAIKE Kazumasa)  
龍谷大学・法学部・教授  
研究者番号：30212393

### (2) 研究分担者

土井政和 (DOI Masakazu)  
九州大学・法学研究院・教授  
研究者番号：30188841

日下修一 (KUSAKA Shuichi)  
聖徳大学・看護学部・教授  
研究者番号：00566614

寺中誠 (TERANAKA Makoto)  
大阪経済法科大学・私立大学部局・研究員  
研究者番号：60648723

三島聡 (MISHIMA Satoshi)  
大阪市立大学・法学研究科・教授  
研究者番号：60281268

松田亮三 (MATSUDA Ryozo)  
立命館大学・産業社会学部・教授  
研究者番号：20260812

金尚均 (KIMU Sangun)  
龍谷大学・法学部・教授  
研究者番号：00274150

岡田悦典 (OKADA Yoshinori)  
南山大学・法学部・教授  
研究者番号：60301074

魁生由美子 (KAISHO Yumiko)  
愛媛大学・教育学部・准教授  
研究者番号：70331858

本庄武 (HONJO Takeshi)  
一橋大学・法学研究科・教授  
研究者番号：60345444

笹倉香奈 (SASAKURA Kana)  
甲南大学・法学部・教授  
研究者番号：00516982

森久智江 (MORIHISA Chie)  
立命館大学・法学部・教授  
研究者番号：40407969

前田忠弘 (MAEDA Tadahiro)  
甲南大学・法学部・教授  
研究者番号：60157138  
(平成28年度より研究分担者)

高橋有紀 (TAKAHASHI Yuki)  
福島大学・行政政策学類・准教授  
研究者番号：00732471  
(平成28年度より研究分担者)

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

### (4) 研究協力者

ジル・シャントレーヌ (CHANTRAINE Gilles)  
フランス国立科学研究所・研究員

村井敏邦 (MURAI Toshikuni)  
龍谷大学・法学部・名誉教授  
研究者番号 (70017581)